

県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、下宿等を利用して県立浜松湖北高等学校佐久間分校（以下「佐久間分校」という。）に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、佐久間分校に入学する生徒の確保を図るとともに、佐久間分校の存続による中山間地域の振興に資することを目的として、予算の範囲内において県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 令和8年4月1日以降に佐久間分校に入学する者のうち、遠距離等の理由により自宅から佐久間分校までの通学が困難なため、下宿等を利用するものをいう。
- (2) 保護者 生徒の親権を行う者、未成年後見人又は生徒を現に監護する者をいう。
- (3) 下宿等 生徒が佐久間分校に通学するために居住する市内の下宿、寮、民宿等で、生徒の保護者と入居に係る契約を締結し、下宿費の支払いを受けて運営する施設のうち、市長が別に指定するものをいう。
- (4) 下宿費 生徒が下宿等を利用する上で必要となる経費であって、生徒の保護者が下宿等に支払う料金（家賃・寮費・水道光熱費・食費・管理費等）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 生徒の保護者であること。
 - (2) 生徒が居住する下宿等と入居に係る契約を締結していること。
 - (3) 生徒が入居する下宿等を運営する者に対して三親等以内の親族でないこと。
 - (4) 市税を完納していること。
 - (5) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等により同様の支援を受けていないこと。
 - (6) その他、市長が不相当と認めた者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(対象経費等)

第4条 補助事業に係る対象経費は、下宿費の全額とする。

2 補助金の額は、生徒1人につき、月額5,000円を上限とする。ただし、生徒1人当たりの下宿費が補助限度額未満の場合は、当該下宿費の額とし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 生徒が転居等により月途中で下宿等の利用を開始した場合は、当該事由が生じた日の属する月から補助金の対象期間とする。

4 生徒が退去・転居等により月途中で下宿等の利用を中止した場合は、当該事由が生じた日の属する月までを補助金の対象期間とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申請内容確認書(第2号様式)
- (2) 下宿等との入居契約書の写し
- (3) 生徒が佐久間分校に在学していることを証する書類(在学証明書等)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 補助対象者は補助金に関する報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (2) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (3) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (4) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付決定通知書

(第3号様式)により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受けた補助対象者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請内容確認書(第2号様式)
- (2) 下宿等との入居契約書の写し(下宿等又は下宿等との契約内容等に変更が生じた場合に限る)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、別表に定める時期までに、実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 下宿費の支払いを証する書類(領収書の写し等)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前号の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助対象者に対し、補助金交付確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、第10条の規定により補助金交付確定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第11条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第13条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決

定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第6条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第10号様式）を送付するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第14条 補助対象者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表

対象期間	実績報告書の提出時期
4月分～6月分	7月
7月分～9月分	10月
10月分～12月分	1月
1月分～3月分	3月

※生徒が退去・転居等により月途中で下宿等の利用を中止した場合は、上記の提出月に関わらず、当該事由が生じた日の属する月の翌月までに実績報告書を提出すること。

※1月分～3月分の実績報告書の提出に当たり、上記提出月までに3月分の下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）を添付することが困難な場合は、3月分の支払い見込額が分かる書類（請求書の写し等）を添付の上、3月分の下宿費を支払うこと及び3月分の下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）を受領後、速やかに浜松市長に提出する旨誓約する書類を提出すること。

（あて先）浜松市長

住所
申請者
氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請書

県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）
 県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付補助対象者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。
- 3 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）
 県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
- 4 添付書類
 - (1) 申請内容確認書（第2号様式）
 - (2) 下宿等との入居契約書の写し
 - (3) 生徒が佐久間分校に在学していることを証する書類（在学証明書等）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第5条・第8条関係）

申請内容確認書

1 生徒及び保護者（申請者）の情報

生徒に関する事項	氏名		性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	学年 (年齢)	年 (歳)
	学級	HR	出席番号	番
保護者（申請者）に関する事項	氏名		生徒との 続柄・関係	
	生年月日	年 月 日		
	住所			

2 下宿等の情報

下宿等に関する事項	下宿等の 名称			
	所在地			
	貸主氏名		申請者との 親族関係	有 () ・ 無
	下 宿 費		月額	円

3 入居（入寮）に関する情報

入居（入寮）に関する事項	入居（入寮）年月日	年 月 日
	入居（入寮） 期間（見込み）※1	年 月 日～ 年 月 日

4 補助金申請額に関する情報

補助金申請額に関する事項	補助対象額※2	円
	補助上限額※3	円
	申 請 額※4	円

※1 入居（入寮）期間（見込み）は、交付申請日が属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの期間において、下宿等への入寮が見込まれる期間を記載すること。

※2 補助対象額は、下宿費に入居（入寮）期間（見込み）の月数を乗じて得た額を記載すること。

※3 補助上限額は、5,000円に入居（入寮）期間（見込み）の月数を乗じて得た額を記載すること。

※4 申請額は、補助対象額と補助上限額のうち、少ない方の額を記載すること。

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象者は補助金に関する報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (2) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (3) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (4) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 決定の内容

金額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象者は補助金に関する報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (2) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (3) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (4) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。

（あて先）浜松市長

住所
申請者 氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

実績報告書（ 月分～ 月分）

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金に係る下宿費の支払い状況等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 今回の対象期間 _____ か月
- 3 今回下宿に要した額 金 _____ 円
- 4 前回までの受領済み額 金 _____ 円
- 5 今回確定を受けたい額 金 _____ 円
- 6 所要額等の詳細

下宿等の名称			
下宿等の所在地			
入居月	所要額（A）※1	上限額（B）	確定額※2
月	円	5,000円	円
月	円	5,000円	円
月	円	5,000円	円
合計			円

※1 所要額（A）は、月ごとに支払った下宿費の額を記載してください。

※2 確定額は、（A）と（B）の合計のうち、いずれか少ない額（10円未満切り捨て）を記載してください。

（添付書類）

- ・下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- ・その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けにて実績報告書が提出されました県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について審査した結果、補助金交付額を下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

（あて先）浜松市長

請求者 住所
氏名

補助金交付請求書（ 月分～ 月分）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた県立浜松
湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 前回までの受領済み額 | 金 | 円 |
| 3 今回の交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 今回の請求額 | 金 | 円 |

5 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・その他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第10号様式（第13条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 金 _____ 円

交付年月日 年 月 日

取消額 金 _____ 円

返還金額 金 _____ 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由

(参考様式)

誓約書

年3月分の下宿費については、年 月 日までに支払い、下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）を受領後、速やかに浜松市長に提出することを誓約します。

(あて先) 浜松市長

年 月 日

住 所

氏 名

(署名又は記名押印をしてください。)

※誓約書は、1月分～3月分の実績報告書の提出に当たり、提出月までに下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）の添付が困難な場合のみ、作成すること。

※3月分の支払い見込額が分かる資料（請求書の写し等）を当該誓約書に添付し、実績報告時に提出すること。

※3月分の下宿費の支払いを証する書類（領収書の写し等）は、受領後速やかに提出すること。